

# 市長等の白井市に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例（骨子案）

## 1 条例制定の趣旨

地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）により、条例において、市長等<sup>※1</sup>の市に対する損害を賠償する責任について、その職務行為につき善意でかつ重大な過失がない場合は、損害賠償責任額から、政令で定める基準を参照して、政令で定める額以上で、条例で定める額を控除して得た額を免責する旨を定めることができることとされました。

この法改正を受け、本市における市長等の市に対する損害賠償責任の一部免責について定めるため、条例を制定するものです。

## 2 条例の内容

本条例では、市長等の職務行為につき善意でかつ重大な過失がない場合に、損害賠償責任の限度額を基準給与額<sup>※2</sup>に次表のそれぞれの区分の数を乗じた金額とし、それを超えた額の責任を免れさせる旨を定めます。

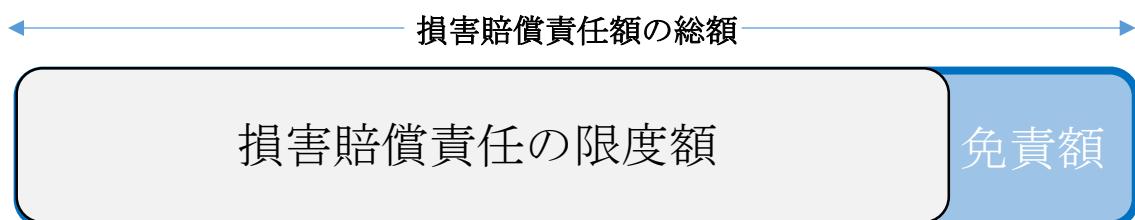
なお、損害賠償責任の限度額は、政令で定める基準を参照することとされており、本市では、政令で定める基準と同様にしています。

### 《損害賠償責任の限度額》

基準給与年額 × 職の区分に応じた乗数

区分	乗数 <sup>※3</sup>
市長	6
副市長、教育長、教育委員、選挙管理委員、監査委員	4
農業委員会委員、固定資産評価審査委員	2
上記以外の市職員	1

### 《条例適用後の損害賠償責任の考え方》



※1 市長等

市長、副市長、教育長、教育委員、選挙管理委員、監査委員、農業委員会委員、固定資産評価審査委員、職員

※2 基準給与年額

以下ア～ウの合計額

ア 地方公共団体に損害を与える原因となった行為の日（基準日）を含む月の報酬又は給料×12

イ 基準日を含む年度の期末手当・勤勉手当

ウ 基準日を含む月の手当（扶養手当、住居手当、通勤手当等を除く。）×12

※3 乗数…職責、権限等を考慮した基準